

## ○商店街観光資源整備事業補助金交付要綱

### (総則)

第1条 商店街が内包する歴史や文化などの観光資源を生かして街の魅力を高めるため、市内商店街団体が行う商店街の観光資源整備プランの策定に対する補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街団体 商業者等が地域的に組織した次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合

イ 商店街協同組合

ウ ア及びイに掲げるもののほか、その他法人の商店街団体

エ アからウまでに掲げるもののほか、任意の商店街団体で市長が認めるもの

(2) 観光資源整備プラン 商店街が持つ地域の歴史、文化などの特色を生かして観光地として発展するため、商店街会員及び周辺住民で作成する計画をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、商店街団体が行う次に掲げる事業で、原則として補助金の交付申請を行った年度内に完了するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) プラン策定事業 商店街の特色を活かして観光地として発展させるため、アドバイザー等を活用したうえで行う調査研究や勉強会の実施ならびに、商店街の魅力を高める観光資源整備プランを策定する事業をいう。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条の事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 報償費(勉強会の講師謝金、アドバイザー謝金等)

(2) 印刷費(計画書、報告書等)

(3) 教材費(テキスト等事業の実施に直接必要なもの)

(4) 委託費(調査・研究経費)

(5) 借上料(会議室利用料等)

(6) その他市長が必要と認める経費

(補助額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の総額に5分の4を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(申請書の添付書類)

第6条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

- (1) 策定する観光資源整備プランの概要がわかる書類
- (2) 商店街団体会則
- (3) 商店街団体会員名簿
- (4) 当該事業の実施について議決した総会等の議事録の写
- (5) その他市長が必要と認める書類

(書類等の保管)

第7条 規則第8条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 策定した景観等整備計画
- (2) 収支明細書
- (3) 補助対象経費に係る支払領収書の写
- (4) その他市長が必要と認める書類

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、文化スポーツ観光部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。